

# 特定非営利活動法人ぱっぷす定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぱっぷすという。また、英文名を Organization for Pornography and Sexual Exploitation Survivors という。旧名称は、ポルノ被害と性暴力を考える会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区向丘二丁目 27 番 6 号に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、ポルノ被害者相談支援を行うと同時に、ポルノグラフィの制作・流通等を通じて、あるいはその影響を受けて生じているさまざまな人権侵害や性暴力・性搾取の問題について議論・調査し、この問題を社会に広く訴え解決していくことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) AV や性産業に取り込まれた人などへの相談支援事業
- (2) 人権侵害や性暴力にあいやすい知的等障害を持った人への支援事業
- (3) 研修会やシンポジウム開催による社会啓発事業
- (4) 実践を踏まえた調査・研究・システム開発運営事業
- (5) 上記事業に関する報告書等出版事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 出版物等の書籍・物品販売事業
- (2) メルマガ配信事業

(3) システム開発運営事業

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。サポーター会員と呼ぶ。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第 3 章 役 員

(種別及び定款)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合と、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により、会場に来ることができない理事は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

### (資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議

決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が法 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### （解 散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
  - 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### （合 併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、  
かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

#### （公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 事務局

#### （事務局の設置）

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 運営に関する運営委員会を別途定め、運営委員には正会員が当たり、日常活動にかかわる事柄を理事とともに協議する。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	田口 道子	
副理事長	宇野 博	(中里見 博)
理 事	金尻 和也	(金尻 カズナ)
理 事	常岡 裕道	
理 事	東 小雪	
理 事	堀 洋子	
理 事	横田 千代子	
理 事	渡邊 みのり	(北原 みのり)
監 事	碓井 憲男	
監 事	大森 佐和	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人・団体)年会費 1 口 1,000 円 賛助会員(個人・団体) 1 口 1,000 円(1 口以上)



AVや性産業に取り込まれた人などへの相談支援事業	1. 相談支援事業(性的搾取・デジタル性暴力) 2 自立支援(主訴の解決・孤独・依存からの回復) 3 性的画像記録の削除要請事業	365日24時間対応	相談者が相談しやすい場所・弁護士事務所等	常勤5名・非常勤6名・フリーランス6名	性的搾取・デジタル被害を受けている方	4000人	22,700
人権侵害や性暴力にたいする知的障害者への支援事業	性暴力や性犯罪に巻き込まれやすい人へのアウトリーチ・自立支援・居場所支援を行う	随時	東京都内	常勤2人・非常勤6人	生きづらさを抱えた若年女性。生活困窮者	3000人	25,700
研修会やシンポジウムによる啓発事業	1. 性被害の現状や課題を伝える・政策提言 2. 出前講座の実施 3. 性的搾取を無くすための加害予防教育に関するイベント	随時	東京都内・オンライン	常勤3人	性被害にまつわる関心のある人	1000人	1,500
実践を踏まえた調査・システム開発運営事業	性的画像の削除要請システム開発、相談支援管理システム開発	随時	東京都内・オンライン	常勤2人	性的搾取・デジタル被害を受けている方	400人	2,000
上記事業に関する報告書等の出版事業	相談事業等から見えてきた新たな問題を理論的活動として実践していく・活動報告書の作成	—	当団体事務所等	6人	性被害にまつわる関心のある人	2000人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
出版物等の書籍・物品販売事業	当団体や当団体の社員が関わって出版した書籍やシンポジウムの報告書等の販売	随時	イベント会場等	1人	0
メルマガ配信事業	ネット・メディアによる広報活動	随時	東京都内・オンライン	1人	0

システム開発 運営事業	上記実践のためのシステム開発等	随時	東京都 内・オン ライ ン	2人	1,000
----------------	-----------------	----	------------------------	----	-------



AV や性産業に取り込まれた人などの相談支援事業	1. 相談支援事業(性的搾取・デジタル性暴力) 2. 自立支援(主訴の解決・孤独・依存からの回復) 3. 性的画像記録の削除要請事業	365 日間 24 時間 対応	相談者が相談しやすい場所・弁護士事務所等	常勤 5 名・非常勤 6 名・フリーランス 6 名	性的搾取・デジタル被害を受けた方	4000 人	22,700
人権侵害や性的暴力に巻き込まれた人への支援事業	性暴力や性犯罪に巻き込まれやすい人へのアウトリーチ・自立支援・居場所支援を行う	随時	東京都内	常勤 2 人・非常勤 6 人	生きづらさを抱えた若年女性。生活困窮者	3000 人	25,700
研修会やシンポジウムによる啓発事業	1. 性被害の現状や課題を伝える・政策提言 2. 出前講座の実施 3. 性的搾取を無くすための加害予防教育に関するイベント	随時	東京都内・オンライン	常勤 3 人	性被害に悩む人、性被害に悩む人	1000 人	1,500
実践を踏まえた調査・研究システム運営事業	性的画像の削除要請システム開発、相談支援管理システム開発	随時	東京都内・オンライン	常勤 2 人	性的搾取・デジタル被害を受けた方	400 人	2,000
上記事業に関する報告書出版事業	相談事業等から出てきた新たな問題を理論的活動として実践していく・活動報告書の作成	—	当団体事務所等	6 人	性被害に悩む人、性被害に悩む人	2000 人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
出版物等の書籍・物品販売事業	当団体や当団体の社員が関わって出版した書籍やシンポジウムの報告書等の販売	随時	イベント会場等	1 人	0
メルマガ配信事業	ネット・メディアによる広報活動	随時	東京都内・オンライン	1 人	0

システム開発 運営事業	上記実践のためのシステム開発等	随時	東京都 内・オン ライ ン	2人	1,000
----------------	-----------------	----	------------------------	----	-------

令和6年度 活動予算書

特定非営利活動法人 ぱっぶず

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		7,000		0	7,000
正会員受取会費	7,000				
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		6,000,000		0	6,000,000
受取寄附金	6,000,000				
3 受取助成金等		47,981,300		0	47,981,300
受取民間助成金	4,000,000				
受取補助金等	43,981,300				
4 事業収益		1,300,000		2,000,000	3,300,000
自主事業収益(講師派遣等)	1,300,000				
書籍販売			2,000,000		
システム開発等					
5 その他の収益		11		0	11
受取利息	11				
雑収益					
物品寄付					
<b>経常収益計</b>		<b>55,288,311</b>		<b>2,000,000</b>	<b>57,288,311</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		34,601,456		1,000,000	35,601,456
給料手当	31,561,640				
役員報酬	0		1,000,000		
退職給付費用	0				
法定福利費	1,768,212				
通勤費	1,271,604				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		14,855,235		0	14,855,235
扶助費					
食糧費	479,232				
設備費	0				
業務委託費	3,496,440				
謝金	244,800				
印刷製本費	5,880				
会議費	74,400				
旅費交通費	500,000				
通信運搬費	1,295,653				
消耗品費	2,177,184				
水道光熱費	900,000				
地代家賃	4,362,600				
修繕費	50,000				
減価償却費	907,400				
保険料	199,974				
租税公課	15,950				
研修費	0				
支払手数料	123,832				
新聞図書費	21,890				
広告宣伝費	0				
交際費	0				
雑費	0				
<b>事業費計</b>		<b>49,456,691</b>		<b>1,000,000</b>	<b>50,456,691</b>
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
福利厚生費	0				
通勤費	0				
(2) その他経費		2,867,501		0	2,867,501
業務委託費	1,200,000				
旅費交通費	0				
通信運搬費	0				
会議費	4,000				
消耗品費	1,000				
諸会費	0				
地代家賃	195,000				
租税公課	180,501				
支払寄付金	1,000				
支払利息	154,000				
支払手数料	1,132,000				
広告宣伝費	0				
雑費	0				
<b>管理費計</b>		<b>2,867,501</b>		<b>0</b>	<b>2,867,501</b>
<b>経常費用計</b>		<b>52,324,192</b>		<b>1,000,000</b>	<b>53,324,192</b>
当期経常増減額【(A)-(B)・・・①】		2,964,119		1,000,000	3,964,119
<b>(C) 経常外収益</b>					
<b>経常外収益計</b>		0		0	0
<b>(D) 経常外費用</b>					
<b>経常外費用計</b>		0		0	0
当期経常外増減額【(C)-(D)・・・②】		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,000,000		=1,000,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		3,964,119		0	3,964,119
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					3,557,179
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					7,451,298

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人 ぱっぶず

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		7,000		0	7,000
正会員受取会費	7,000				
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		8,000,000		0	8,000,000
受取寄附金	8,000,000				
3 受取助成金等		50,000,000		0	50,000,000
受取民間助成金	5,000,000				
受取補助金等	45,000,000				
4 事業収益		1,300,000		2,000,000	3,300,000
自主事業収益(講師派遣等)	1,300,000				
書籍販売			2,000,000		
システム開発等					
5 その他の収益		11		0	11
受取利息	11				
雑収益					
物品寄付					
<b>経常収益計</b>		<b>59,307,011</b>		<b>2,000,000</b>	<b>61,307,011</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		34,601,456	1,000,000	1,000,000	35,601,456
給料手当	31,561,640				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
法定福利費	1,768,212				
通勤費	1,271,604				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		14,855,235		0	14,855,235
扶助費					
食糧費	479,232				
設備費	0				
業務委託費	3,496,440				
謝金	244,800				
印刷製本費	5,880				
会議費	74,400				
旅費交通費	500,000				
通信運搬費	1,295,653				
消耗品費	2,177,184				
水道光熱費	900,000				
地代家賃	4,362,600				
修繕費	50,000				
減価償却費	907,400				
保険料	199,974				
租税公課	15,950				
研修費	0				
支払手数料	123,832				
新聞図書費	21,890				
広告宣伝費	0				
交際費	0				
雑費	0				
<b>事業費計</b>		<b>49,456,691</b>		<b>1,000,000</b>	<b>50,456,691</b>
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
福利厚生費	0				
通勤費	0				
(2) その他経費		2,867,501		0	2,867,501
業務委託費	1,200,000				
旅費交通費	0				
通信運搬費	0				
会議費	4,000				
消耗品費	1,000				
諸会費	0				
地代家賃	195,000				
租税公課	180,501				
支払寄付金	1,000				
支払利息	154,000				
支払手数料	1,132,000				
広告宣伝費	0				
雑費	0				
<b>管理費計</b>		<b>2,867,501</b>		<b>0</b>	<b>2,867,501</b>
<b>経常費用計</b>		<b>52,324,192</b>		<b>1,000,000</b>	<b>53,324,192</b>
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		6,982,819		1,000,000	7,982,819
<b>(C) 経常外収益</b>					
<b>経常外収益計</b>		0		0	0
<b>(D) 経常外費用</b>					
<b>経常外費用計</b>		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,000,000		=1,000,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		7,982,819		0	7,982,819
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					7,451,298
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					15,364,117